

沖縄県収用委員会による裁決について (キャンプ・シュワブ)

駐留軍用地特措法に基づき裁決申請していたキャンプ・シュワブの一部土地について、令和5年7月13日、沖縄県収用委員会による使用の裁決があったので、お知らせします。

記

1 使用し、明け渡すべき土地の区域

施設名	所有者数(名)	筆数(筆)	面積(m ²)
キャンプ・シュワブ	1	2	3,007.15

2 裁決による使用期間

権利取得の時期から令和10年9月30日まで(5年間)

3 権利取得の時期及び明渡しの時期

令和5年10月1日

添付資料：駐留軍用地特措法手続等概略図

連絡先：沖縄防衛局管理部施設取得第1課
喜久川・屋比久
098-921-8131(内線483・488)

駐留軍用地特措法手続等概略図

